

平塚らいてうの会三十三

新たな発展めざし

会長 櫛田 ふき



「平塚らいてうの会」が、新しく出発しました。「記念する」の文字が、会の名称からなくなったことは残念ですが、新定款による体制のもとに、今後の発展をめざして活動してまいります。当面はNPO法による法人格取得、信州四阿高原^{あずまや}の土地取得、その先には記念館建設の大きな仕事がかかります。目下進行中の、羽田澄子監督による平塚らいてうの記録映画製作についても、募金、資料提供など、全面的に協力しております。

二〇〇一年五月の「らいてう忌」のイベントには、ぜひこの映画上映の実現をとねがっています。私もその日をめざし

て、百二歳、三つの世紀を生きてまいりたいと念じております。

記念館建設を歓迎

真田町議 花岡 静枝



らいてう記念館建設予定地は、長野県小県郡真田町大字長字十ノ原、一千平方坪（約三百坪）の原野です。私は二年前に記念館建設計画を聞きましたが、夢のような話と思っておりました。

真田町の住民の多くは、今年六月、信濃毎日新聞に「らいてう忌四阿高原バス旅行」の記事が写真と共に大きく掲載されたことで初めて知り、大へん驚きました。同時に、この建設運動の中心に小林登美枝さんがおられることを喜びあいま



した。小林さんは三十年以上、信濃毎日新聞のコラム「女の机」を書き続けておられ、県内に多くのファンがいるからです。記念館建設は一挙に身近なものとなり、女性たちは早速らいてうの学習を始めました。らいてうの会の会員は男性を含めて三十六人になり、そのうち六人が町議会議員、私もその一人です。

真田町は人口一万一千七百人、真田氏発祥の地として戦国武将の勇武が賞賛される土地柄ですが、らいてう記念館ができれば「女の聖地」ともなるでしょう。一日も早い実現を願っております。

（写真は現地調査をする真田町の皆さん）

「平塚らいてうの会」と改称

記念する会が臨時総会を開いて提案

NPO法申請の準備として

「平塚らいてうを記念する会」では、九月十五日、東京ウイメンズプラザで臨時総会を開き、NPO法に

基づく特定非営利活動法人の申請と、会の名称変更について、小林明子事務局長より提案がありました。この件については、すでに昨年十一月の前総会で、奥村

家から提供される長野県四阿高原の土地を会として所有するためにNPO法の適用を受ける必要があることは了解済みでした。その後、NPO法申請のため、東京都の担当課長と折衝を重ねてきましたが、名称の「記念する」は、特定の個人を評価する意味があるので、このままでは認められないと



新名称を提案する小林明子事務局長



定款を提案する山田繁子さん

の指摘がありました。役員・幹事会で検討の結果、名称を変更してNPO法申請に踏み切ることにし、臨時総会の提案事項となったものです。臨時総会では、活動経過、収支報告を含め、名称変更の提案も採択されましたので、暫時休憩の後、あらためて「平塚らいてうの会」設立総会へと移りました。幹事の折井美耶子さんが「平塚らいてうの会」設立趣意書案を読みあげて提案しました。日本女性史上、不滅の輝きを放つ平塚らいてうの足跡をとどめるため記念館の建設を進め、学習・研究・交流の場とし、女性の社会的地位の向上・男女平等と恒久平和の実現に寄与することを目的として活動するという設立の趣旨は、拍手で承認されました。つづいて幹事の山田繁子さんから、NPO法に基づく会の「定款」の提案。名称（第一条）は特定非営利活動法人平塚らいてうの会。目的（第三条）には、趣意書にそって記念館設立と女性の地位向上や平和の実現に寄与することを掲げ、事業（第五条）としては、記念館の設立及び運営、らいてうに関する調査・研



あいさつする小林登美枝副会長

究、資料等の収集、展示・セミナー・学習会等の開催、機関紙誌その他出版物の発行や啓発・普及・宣伝事業、らいてう忌に関する事業、その他本会の目的達成のために必要な事業を行います。

この法人の構成員（第六条）は、正会員と会員の二種とし、正会員をもってNPO法上の社員とします。正会員は、この法人の目的に賛同し、総会に出席するなど運営にたずさわることでできる個人及び団体。会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、この会の発展に賛助するものとします。

正会員と会員とは同額の会費（個人は年三千元・団体は年五千元）ですが、正会員は会長に入会を求め、入会金（二千元・一回限り）を納めなければならない



東京・新宿中村屋で

望月百合子さん百歳

写真集『二〇世紀を自由に生きて―望月百合子一〇〇歳のあゆみ』（ドメス出版）

『女人芸術』で活躍した

（第八条）ことになっていきます。正会員の条件は「総会に出席できる人」（委任状も可）となっています（第七条）。質問・意見などが出された後、「定款」が承認されました。予算案や事業計画も承認され、下記の新役員・新理事で新しい出発をすることになりました。総会には、長野や京都からも出席、記念館建設予定地の真田町からは町会議員や婦人会長が参加しました。なお、NPO法の承認には、申請後四か月ほどかかるということです。

〔新役員〕

- 会長 榎田ふき / 副会長 小林登美枝 米田佐代子 井上美代 折井美耶子 木村康子 / 事務局長 小林明子 / 理事 塩谷満枝 白井雅子 中村洋子 守谷武子 山田繁子 吉岡真美 米山淳子 / 監事 江川邑江 大関清子

▼NPO法（特定非営利活動促進法）とは 営利を目的とせず、不特定多数の者の利益増進に寄与する自主的な市民活動に法人格を与え、活動の発展を支援することを目的とした法律。該当する活動は、福祉の増進、社会教育の推進、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護、平和推進、国際協力など。



版）の刊行を祝う会が九月三十日、百歳を迎えた望月さん（仏文学者）を囲んで開かれました。望月さんは一九二八年『女人芸術』創刊から参加。らいてうより十四歳若く「自由に生きたらいてうさんは女にとって神様のような存在。この人のあとに続こうと思いました」と語りました。翻訳した『トロットと猫と犬』の表紙は奥村博史の絵です。

日本母親大会でい談 らいてう映画を語る



左から山根さん、高野さん、羽田さん

今年の日本母親大会では、ビッグでい談「時代を生きた女性たちー『平塚らいてうの生涯』映画製作によせて」が特別企画され、羽田澄子監督と製作委員の一人、高野悦子さん(岩波ホール総支配人)に、NHKの山根基世アナウンサーが質問する形で進められました。「らいてうの生き方を映像化して二十一世紀への贈物に」と映画製作に寄せる熱い思いが語り合われました。大会は七月二十九日と三十日に開催され、全体会会場にはらいてうの写真パネルなどを展示しました。

お話と映画のつどい

記録映画「平塚らいてうの生涯」製作募金のために同映画製作実行委員会では左記の「お話と映画のつどい」を六回開催します。

▼会場 日本女子大学内(社) 桜楓会
桜楓二号館四階ホール

JR目白駅下車 都バス「新宿西
口行」で「日本女子大前」下車

▼申込 平塚らいてうの会

TEL FAX 03(3401)6383
チケットは各回2千円

①11月22日(水) 1時30分

お話 青木生子さん(前日本女子大学長)

映画 「AKIKO あるガンサーの肖像」

(監督 羽田澄子)

②12月7日(木) 1時30分

お話 永井路子さん(作家)

映画 「シエルプールの雨傘」

(監督 ジャック・ドゥミ)

③12月10日(日) 6時

お話 落合恵子さん(エッセイスト)

映画 「声なき叫び」

(監督 アンヌ・クレール・ポワリエ)

④1月19日(金) 6時

お話 高野悦子さん(岩波ホール総支配人)

映画 「コルチャック先生」

(監督 アンジェイ・ワイダ)

⑤1月24日(水) 1時30分

お話 一番ヶ瀬康子さん(長崎純心大教授)

映画 「ある老女の物語」

(監督 ポール・コックス)

⑥1月30日(火) 1時30分

お話 羽田澄子さん(記録映画監督)

映画 「歌舞伎役者 片岡仁左衛門ー孫右衛門の巻」

(監督 羽田澄子)

〔事務局日誌〕

7月25日 NPO法人格取得に向け正会員募集

7月29日 第46回日本母親大会全体会場に「平塚らいてう」の展示

8月1日 ニュース第29号発行

8月30日 第7回役員・幹事会

9月2日 臨時総会案内と正会員の再確認についての文書発送

9月4日 記録映画をつくる実行委員会に出席

9月6日 第8回役員・幹事会

9月15日 第9回役員・幹事会

臨時総会およびNPO法人設立総会第1回理事会で役員互選

9月18日 東京都のNPO窓口申請に向け定款等について相談

10月2日 記録映画をつくる実行委員会に出席

10月4日 第2回理事会